

常勤弁護士がいる 児童相談所と 子どもたちの権利保障

～福岡市児童相談所と名古屋市児童相談所の調査を踏まえ～

2017
10/27(金)
18:30～20:30
18:15 開場
参加無料 予約不要
どなたでもご参加
いただけます

200名
先着順

日比谷図書館文化館
B1F 日比谷コンベンションホール

報告者
弁護士 **樋口裕子**
弁護士 **牧田 史**
弁護士 **岡崎慎子**

コメンテーター
弁護士 **橋本佳子**



常勤弁護士のいる児童相談所と 子どもの権利保障

平成28年5月の児童福祉法改正により、児童相談所への弁護士配置が義務付けられました。

そこで、当会自治体連携センターは、本年7月～9月にかけて、当センター所属会員を福岡市児童相談所と名古屋市児童相談所へ派遣して、常勤弁護士の役割について調査研究してきました。

その結果を報告する集会を開催いたします。

福岡市児童相談所

平成23年4月から常勤弁護士を採用している。当初任期付きで採用された弁護士は、今では任期のない公務員として勤めるに至っている。

精神科医の所長の下、福祉職・心理職・弁護士を含めた児童相談所が一体となって、子どもの最善の利益のために活動している。

常勤弁護士は、子どもの保護・措置に関して法的観点での意見を述べるのみならず、一時保護所の処遇についても人権保障の観点から意見を述べている。

福岡市児童相談所には、全国から、見学・研修が相次いでいる。

名古屋市児童相談所

平成27年4月から、中央児童相談所に、当会会員であった橋本佳子弁護士を常勤弁護士として採用。

橋本弁護士は、愛知県で児童虐待問題に先駆的に取り組んできた子どもサポート弁護団（CAPNA弁護団から改称）とも連携しながら、子どもの最善の利益を図るために仕事をしている。

現在では、中央児童相談所と西部児童相談所に常勤弁護士が配置されるに至り、さらに次年度から3人目の常勤弁護士が配置される予定である。

報告

樋口 裕子 弁護士

牧田 史 弁護士

岡崎 槇子 弁護士

東京弁護士会所属

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
自治体連携センター委員

コメンテーター

橋本 佳子 弁護士

愛知県弁護士会所属

名古屋市中央児童相談所任期付公務員。



日比谷図書文化館

B1F・日比谷コンベンションホール
(大ホール)

〒100-0012

千代田区日比谷公園1番4号

東京メトロ
日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅
C4 徒歩3分

東京メトロ
丸の内線「霞ヶ関」駅
B2 出口徒歩5分

東京メトロ
銀座線「虎ノ門」駅
9番出口徒歩3分

問合せ先：

東京弁護士会

業務課 03-3581-3332

